新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付
債権管理に関わる業務委託　プロポーザル実施要領

１．趣旨

千葉県社会福祉協議会（以下、本会という）では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付（以下、「特例貸付」という）の債権管理に関わる業務を事業者へ委託する。

特例貸付の債権管理業務（以下、「本件業務」という。）を委託することにより、膨大な業務量を確実かつ効率的に処理し、適正で円滑な債権管理を図ることを目的とする。

２．委託業務の内容に関する事項

（１）業務名称

特例貸付債権管理に関わる業務

（２）業務内容

「特例貸付債権管理に関わる業務委託の仕様書概要（以下、「委託仕様書概要という。」）による。

（３）委託期間

契約締結の日から令和１０年３月３１日（業務実施準備期間を含む）

３．応募資格に関する事項

（１）ＩＳＭＳの認証、またはプライバシーマークを取得していること。

（２）特例貸付事業の償還管理に係る業務委託の実績があること。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。

（４）民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

（５）債務の不履行により、所有する資産に対し、仮抑え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。

（６）次のいずれにも該当しないこと（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）。

①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
⑥役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（７）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
（８）千葉県内に本社又は支社を有すること。

４．応募手続きに関する事項

（１）応募申請書の提出
応募を希望する者は、次の書類を郵送またはメールにて提出すること。
・応募申請書（別紙様式１）
・秘密保持に関する誓約書（別紙様式２）
・暴力団排除に関する誓約書（別紙様式３）
なお、応募申請書の提出があった者には本件業務に係る仕様書等を連絡担当者宛に送付する。
（２）応募申請書等の提出期限
令和７年１月２４日（金）１７時まで。
（３）企画提案書等の提出
「委託仕様書概要」及び「同仕様書」を参照すること。
（４）提出先及び問い合わせ先
〒２６０－８５０８　千葉市中央区千葉港４－５
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉資金部（担当：山口）
TEL：０４３－２４５－１５５１　FAX:０４３－２４５－９３３８
MAIL：info@chibakenshakyo.com
事業者決定までの間、本件プロポーザルに関連し、上記担当者以外の本会職員に面会、電話、メール等の手段を問わず、接触することを禁止する。

５．業務委託業者の選定

（１）業務委託候補者の選定、審査方法について
本会において提出書類の内容について、提出書類（見積書含む）および業者プレゼンテーションに基づき、業務委託提案内容を総合的に評価した上で選定する。
なお、選定過程や選定結果についての質問、意義は一切受け付けない。
（２）プレゼンテーションの日程
令和７年２月２８日（金）とし、時間や場所は、別途通知する。
（３）選定結果の通知
業者プレゼンテーション終了後、概ね１０日程度で応募者あて通知する。

６．参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続きへの参加資格を失うことがある。
（１）「３．応募資格に関する事項」の要件を満たさなくなったとき。

（2）提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
（3）その他、本プロポーザルの応募手続きにおいて不適当と認められる行為があったとき。

7．その他

（1）提出された質問書および提出書類は返却しない。
（2）本プロポーザルに係る書類の作成及び提出にか係る費用は全て参加者の負担とする。
（3）提出書類等は、本件業務の業務委託候補者の選定以外の目的には使用しない。
（4）業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容および審査内容については公開しない。